

危険物保安監督者の選任・解任について

1 危険物保安監督者の必要性

危険物について安全を確保するためには、施設の維持管理はもちろんではありますが、それと同時に危険物を取り扱う「人」に対しても配慮する必要があります。そのため、一定の規模以上の危険物施設に対して「危険物保安監督者」を定めて事業所内における危険物の取扱作業について安全確保を図ることとなります。(消防法第13条)

2 危険物保安監督者の選任が必要な施設と資格

(1) 選任が必要な施設

危険物の種類	第四類の危険物				第四類以外の危険物	
	指定数量30倍以下		指定数量30倍を超える		指定数量30倍以下	指定数量30倍を超える
危険物の引火点	40度以上のみ	40度未満	40度以上のみ	40度未満		
製造所	すべて必要					
屋内貯蔵所		○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	すべて必要					
屋内タンク貯蔵所		○		○	○	○
地下タンク貯蔵所		○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所		○		○	○	○
移動タンク貯蔵所	不必要					
屋外貯蔵所			○	○		○
給油取扱所	すべて必要					
第一種販売取扱所		○			○	
第二種販売取扱所		○		○	○	○
移送取扱所	すべて必要					
一般取扱所(ボイラー等消費・容器詰替)		○	○	○	○	○
一般取扱所(上記以外)	すべて必要					

(2) 必要な資格

危険物施設において6か月以上の危険物取扱の実務経験があり、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状*を持っている方となります。

※その事業所で取り扱う危険物の類と同じ種類の免状に限ります

3 必要な手続きと部数

以下の書類と各2部(電子申請の場合は1部)ご用意をお願いします。

- (1) 危険物保安監督者選任・解任届出書(様式第20(第48条の3関係))
- (2) 実務経験を証明する書類(選任の場合のみ)
- (3) 危険物取扱者免状の写し(両面・選任の場合のみ)

【提出先】千葉市消防局予防部指導課 危険物係
電話：043-202-1667

4 提出書類(様式)のダウンロード方法(電子申請の方法を含む)

千葉市消防局のホームページからダウンロードが可能です。

千葉市消防局 申請書ダウンロード

検索



💡 (7) 危険物関係をご覧ください